

2019年4月1日

関係各位

アビリオ債権回収株式会社

事業再生部設置のお知らせ

当社は、経営不振に陥っている債務者企業の事業再生を通じて、地域経済の活性化に貢献するため、新たに事業再生部を設置しました。

背景

2013年3月に金融円滑化法が終了しましたが、金融機関における中小企業向け貸付条件変更の実行件数は、未だ約78万件(*1)と高水準の状況にあります。また、経営者の高齢化が進んでおり、後継者不在を理由とする中小企業の廃業の急増により、約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性がある(*2)とされている中、特に債務超過企業については、事業承継の前提として債務の整理も必要となります。

(*1) 平成30年6月27日 金融庁「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」より

(*2) 平成29年10月12日 未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(第1回) 経済産業省配布資料「中小企業・小規模事業者の生産性向上について」より

目的

過剰債務を抱える等により経営不振に陥ってはいるものの、事業自体は収益性がある、乃至は改善の余地がある債務者企業の事業再生を支援することにより、茲許、一部の地域金融機関が積極的に行っている地域経済の活性化に貢献することを目指します。

【連絡先】

事業再生部

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-8-1

虎の門三井ビルディング

Tel.03-6858-4152 (営業時間 9:00~18:00)

以上